

# 小児慢性特定疾病の療養費払いについてのご案内

小児慢性特定疾病の申請をされてから受給者証が届くまでの間の指定医療機関での医療費について、中央保健所に療養費払い（払い戻し）の請求ができます。振り込みは、申請されてから約2～3か月後になります。

## 1 療養費払いに必要な書類

必要書類	チェックする事項
小児慢性特定疾病医療費請求書 (別紙様式第10号)	請求者、受給者、振込先の欄のみ記入してください。 ※審査決定金額、請求月、請求金額、請求内訳は記入しないでください。
小児慢性特定疾病療養証明書(別紙様式第11号)	療養費払い請求をする月に受診した医療機関・薬局・訪問看護ステーションで作成してもらいます。(1機関について1枚必要になります。)
領収書の原本及びコピー	承認されている疾病でかかった医療費の領収書が必要になります。 領収書がない場合は払い戻しができません。
受給者証のコピー	有効期間内であるか、記載事項に変更はないか確認してください。
通帳のコピー	口座番号が確認できる通帳のコピーを持参してください。 名義は請求者(申請者)であるということを確認してください。
自己負担上限額管理手帳のコピー	表紙を含め、2、3ページ及び該当する月のコピーを持参してください。
場合により提出する書類	チェックする事項
限度額認定証のコピー	持っている場合には持参してください。
高額療養費交付決定書	高額療養費の払い戻しがある場合には持参してください。
付加給付等支給証明書	付加給付の支給がある場合には持参してください。

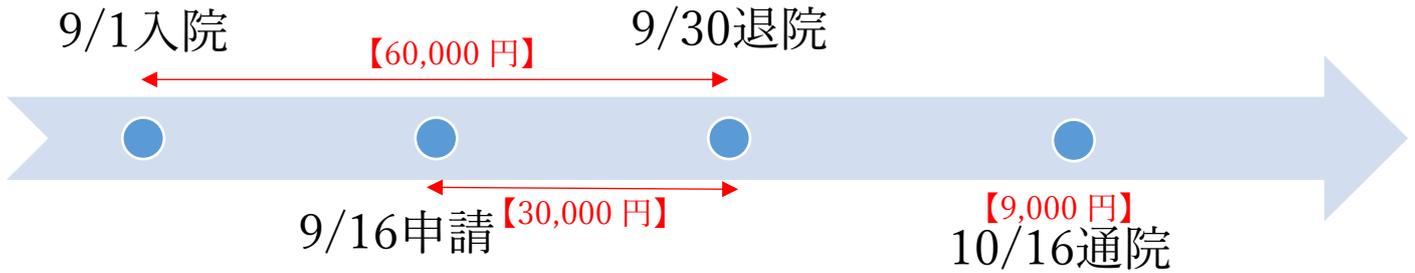
## 2 注意事項

- ・対象となるのは、受給者証の有効期間内に、認定された疾病の治療を指定医療機関で行った分の医療費です。また、保険適用外のもの是对象になりません。
- ・医療機関の窓口で、医療福祉費支給制度(通称：マル福)を提示して清算した場合は、払い戻しをすることはできません。(食事療養費のみ払い戻しができます。)
- ・食事療養費は、1食につき130円(自己負担額260円の2分の1)返還されます。460円支払った場合、200円分は保険者に請求できます。(マル福での清算の場合も可能です。)
- ・療養費払い申請の期限は、医療機関の受診日から5年以内です。
- ・小児慢性特定疾病療養証明書は、医療機関ごとに記入(薬局も別に必要です)してもらう必要があります。医療機関により、有料の場合がありますが、証明書料は療養費払いの対象とはなりません。
- ・高額療養費に該当する場合には、まず保険者に払い戻し請求を行ってください。交付決定後に、高額療養費交付決定書を添付して申請をしてください。後で判明した場合は、療養費を返還していただきます。
- ・健康保険の付加給付を既に受給していて、この申請をされる場合は、付加給付の返還が必要です。まだ付加給付を受給していない場合、申請をする旨を保険者に連絡してください。

### 3 療養費払いの具体例

**【例】**

- ・ 9月1日～9月30日まで入院、10月16日に一度通院をしている。
- ・ 小児慢性特定疾病の申請は、9月16日に行い、9月16日以降の医療費が対象となった。
- ・ 自己負担上限月額が10,000円とする。(※自己負担上限月額は、世帯の市町村民税の課税状況により異なります。)



※9/1～9/30までの自己負担額が6万円、9/16～9/30までの自己負担額が3万円とする。

※9/1～9/30までの食事を90回とし、9/16～30までの食事を45回とする。

※10/16の通院は、3割負担で9,000円とする。

**【9月の医療費】**

○入院費

30,000円（窓口支払い額）－10,000円（自己負担上限月額）＝20,000円（償還額）

○食事療養費

130円（1食分の食事療養費）×45回＝5,850円（償還額）

9月の償還払い額合計：25,850円

**【10月の医療費】**

○通院費

9,000円（3割での自己負担額）－6,000円（2割での医療費）＝3,000円（償還額）

10月の償還払い額合計：3,000円

**【お問合せ】**

茨城県中央保健所 健康増進課

小児慢性特定疾病担当

電話：029-244-2828

自動音声で「2」を選んでください。